

今まさに、社会福祉、公衆衛生の専門職の力量が問われる 障害のある人たちの暮らしといのちを守る

増田 一世

前号の本コーナーでは、障害者自立支援法が郵政法案の参議院での否決によって、衆議院解散、それに伴って廃案となったことについて、私見を述べた。

それから3か月、9月11日の衆議院議員選挙では、自由民主党の圧勝という結果に終わった。予想どおり、与党は障害者自立支援法にほとんど修正を加えないまま、再び特別国会に上程した。参議院、衆議院での審議を経て、10月31日衆議院本会議で成立した。

大阪で開かれた地方公聴会

再上程された「障害者自立支援法」の審議過程で地方公聴会は大阪で開催された10月7日の参議院の地方公聴会だけであった。この唯一の地方公聴会では、5人の公述人の中で、4人までが法案についての疑義を示した。大阪府医師会の中尾正俊理事は、「障害者の利用するサービスは益ではないこと、障害者の負担の増大を危惧」と、応益負担（定率負担）導入へ問題提起をした。障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議の古田朋也事務局長は、先に行われた「障害程度区分判定等試行事業」の結果に触れ、判定項目の不備、判定プロセスの課題、移動介護、移動支援の義務経費化の方向性を提言し、重度訪問介護の必要な人へ長時間の利用を可能にするように訴え、現在の支援の水準を低下させることのないような制度にするべきと発言した。続いて社会福祉法人プロップステーション竹中ナミ理事長は、障害者雇用法と自立支援法で

障害者が働くことが実現できることを期待すると述べた。大阪知的障害者育成会吹田支部播本裕子事務局長は、親元から離れて暮らしたいという要求を出した息子の入所施設での暮らしぶりを話し、その生活が応益負担によって崩されていく可能性を具体的に述べ、最後に「この法律は自立できない法律と言わざるを得ない」と結んだ。

最後に、大阪精神障害者連絡会塚本正治事務局長は、冒頭呉修三の「病にかかった不幸とこの国に生まれた不幸」という言葉を紹介しながら、「私は障害当事者として、私たち精神障害者の過去・現在・未来に思いをはせながら、障害者自立支援法に対する反対の意見表明を行っていきたい」と述べた。そして、応益負担の問題、障害程度区分判定の問題点について発言した。

今国会で唯一開かれた公聴会での議論は、この法案についての不安と懸念を示すものであった。

厚生労働委員会では、野党議員の鋭い追及に尾辻厚生労働大臣や厚生労働省中村社会・援護局長は、言葉つまり、十分な答弁ができなかった。しかし、10月14日、参議院本会議で与党の賛成多数で通過した。23項目にも及ぶ付帯決議が行われている。

衆議院議員への要請行動

そして、18日からは衆議院で審議入りし、民主党からは「障害者自立支援・社会参加促

進法案」が提出され、政府案と民主党案が審議されていった。

18日の衆議院での審議入りから、「このままの障害者自立支援法案では納得できません！当事者・地方の声を国会にとどけよう！2週間行動」が始まった。この取り組みは、中央団体が組織するものではなく、各地の8人の呼びかけ人により、各地域から自主的に集まったものである。

全衆議院議員をグループに分かれて議員会館に訪問し、自分たちの声を届けようという取り組みだった。やどかりの里でも急速、この取り組みへの参加の声掛けを行い、それぞれの予定を調整をしながら、この2週間の間、毎日メンバーと職員が参加した。この2週間行動の取り組みの中で、始めて議員会館を訪れた人も多く、緊張の中で、何とか自分たちの声を伝えたいと必死だった。自分たちの暮らしを大きく左右する法律に何とか自分たちの考えを反映させたいという一心だったのだ。

しかし、10月28日衆議院労働委員会で採決され、10月31日衆議院本会議で可決成立した。新しい法案が誕生するときには、拍手することが慣例だそうだが、法案成立の瞬間に拍手はおこらなかった。これは、まさに障害関係者の運動の賜物なのではないか。忸怩たる思いで、この法案成立を見守った与党議員もきつといたに違いない。

この間の運動の成果の評価

私は、この間の運動の成果をきちんと評価する必要があると思う。大きな前進は、障害のある人自身、あるいはそこに関わる人たちが、声を上げていく必要性、自分たちには声を上げる力があることを知ったことだ。精神障害のある人も、やむにやまれぬ思いで立ち上がった。他の障害の人たちといっしょに行

動し、声を上げたことは歴史的に大きな出来事だ。やどかりの里にとっても35年間の歴史の中で特筆すべきことである。

そして、これから

しかし、法案通過とともにさまざまな動きが一挙に動き出す気配がある。利用者負担についての説明会が自治体や障害関係団体で始まりつつある。障害程度区分判定審査会が各自治体で準備されつつある。一次判定の調査項目が不備であることが明確である以上、2次審査の機関となる審査会の構成が重要になる。真に障害者の暮らしの実態を理解しうる人が、審査会の構成メンバーになるのか、自治体への意見を早急に上げていく必要がある。そして、2006年4月1日からは自立支援医療の応益負担と精神障害分野では居宅サービス利用についての応益負担が始まることになる。そのための家計調査の準備が進んでいくはずである。精神障害分野では、まず自立支援医療によって多くの人たちに影響が出る。医療デイケアに通う人たちが、この負担増でどうなっていくのか。負担増により医療デイケアに通所できなくなった人たちに、それに代わる日中の活動場所が用意できるのか。居場所を失った人たちの暮らしを誰が見守っていくのか。この人たちの思いや願いを誰が声としてあげていけるのか。

医療機関、福祉施設で働くソーシャルワーカーら専門職の力量が試される時だ。行政で働く保健師の力量が問われる時だ。社会福祉、公衆衛生に従事する専門職は目を大きく見開き、地域を歩き、この法案によっていのちや暮らしを奪われる人が1人も出ないように必死の活動をしなければならない。

そして、この一連の行動の中で立ち上がった人たち、その連帯の輪を広げていくことだ。